

滝沢市監査委員告示第 9 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を令和 5 年 7 月に実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 4 日

滝沢市監査委員	佐藤	博己
滝沢市監査委員	栗山	隆一郎

定期監査報告書

1 監査対象機関及び監査執行年月日

監査対象機関	監査執行年月日
篠木小学校、滝沢小学校、 一本木小学校	令和5年7月 3日
鵜飼小学校、滝沢中央小学校、 滝沢第二小学校、滝沢東小学校	令和5年7月11日
議事総務課、監査委員事務局	令和5年7月13日

2 監査場所

当該学校、滝沢市役所第1委員会室

3 監査執行者

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

4 監査対象事務

令和4年度における財務事務事業全般

5 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適法かつ効率的に行われているかを主眼とした。

6 監査の方法

令和4年度における財務事務、事業の実施状況及び事業の管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めた。

所定の調書に基づき、各所属長から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月出納検査の結果を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係帳票、調書類を調査する監査の方法とした。

7 監査の結果

監査の対象とした財務に関する事務事業の執行及び事業の管理状況については、全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○教育委員会 教育総務課

外部持ち出し用 **USB** メモリーの保管管理が適切に行われていない例が、一部の学校で見受けられた。

個人情報等が外部に持ち出されるなどの重大事案につながる危険性を示すものであるため、教育委員会において各学校に配布している個数と現存との照合を行うなど、今回の指摘を踏まえ改めて状況の把握を行うとともに、適切な管理の周知徹底を図るよう、特段の措置を講じられたい。